



鳥取県公報

平成 27 年 2 月 6 日 (金)
第 8 6 7 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (66) (子育て応援課) 2
	農用地利用配分計画の縦覧 (67) (経営支援課) 2
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サー ビス事業者の指定 (68) (中部総合事務所福祉保健局) 4
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サー ビスの事業の廃止の届出 (69) (〃) 4
	土地改良法による換地処分 (70) (中部総合事務所農林局) 4
	県営土地改良事業の工事の完了 (71) (西部総合事務所農林局) 4
	指定居宅サービス事業者の指定 (72) (東部福祉保健事務所) 5
	指定居宅介護支援事業者の指定 (73) (〃) 5
	指定介護予防サービス事業者の指定 (74) (〃) 5
◇ 教委告示	定例教育委員会の招集 (3) (教育総務課) 6
◇ 公 告	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (技術企画課) 6
	警備業法に基づく検定の実施 (4 件) (警察本部生活安全企画課) 6
	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活環境課) 12
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (情報政策課) 13
	落札者の決定 (警察本部会計課) 15
	一般競争入札の実施 (2 件) (病院局総務課) 16
	一般競争入札の実施 (教育センター) 21

告 示

鳥取県告示第66号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年2月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取県子育て王国とっとりサイト管理運営業務委託公募型プロポーザル審査会	県の子育て支援施策等の情報を掲載する子育て王国とっとりサイトの管理運営業務の受託者の選定に関する事項	平成27年2月6日から同年3月31日まで	子育て王国推進局子育て応援課

鳥取県告示第67号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成27年2月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 縦覧に供する書類

次の農用地利用配分計画に係る書類

賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
鳥取市細見105-1 農事組合法人ラブグリーン細見	鳥取市細見、上原及び尾崎の一部
鳥取市若葉台南七丁目108-12 株式会社東部コントラクター	鳥取市下味野、橋本及び服部の一部
鳥取市浜坂八丁目12-1 定永 幹	鳥取市岩吉の一部
米子市東福原八丁目28-8 岩田 淳	米子市安倍の一部
米子市彦名町6159 公本 英夫	米子市富益町の一部
西伯郡伯耆町坂長1223-1 志直 充年	米子市榎原の一部
西伯郡南部町阿賀111 種 祐希	米子市兼久及び大袋の一部
米子市下郷407 関本 五郎	米子市尾高及び淀江町中間の一部
米子市日下330 内田 紹顕	米子市日下の一部
米子市淀江町稲吉782-1 野津 信久	米子市淀江町稲吉及び淀江町福井の一部
米子市蚊屋125 能登路 幸輝	米子市蚊屋の一部
米子市蚊屋52 株式会社巖生産組合	米子市淀江町中間の一部
境港市渡町1998 有限会社岡野農場	倉吉市尾原の一部
八頭郡八頭町麻生243 農事組合法人麻生農園	八頭郡八頭町麻生及び落岩の一部
八頭郡八頭町山上267 農事組合法人やまのうえ	八頭郡八頭町山上、篠波及び上峰寺の一部

八頭郡八頭町日田768 農事組合法人日田農業生産組合	八頭郡八頭町南及び日田の一部
八頭郡八頭町佐崎299 藤原 眞澄	八頭郡八頭町日田の一部
八頭郡八頭町船岡456-5 農事組合法人八頭船岡農場	八頭郡八頭町塩上、下濃、下野、橋本、見槻、見槻中、坂田、志子部、上野、水口、西谷、石田百井、船岡、船岡殿、大江、池田、破岩、隼郡家、隼福及び福井の一部
八頭郡八頭町見槻中415 山上 和子	八頭郡八頭町下濃及び上野の一部
八頭郡八頭町船岡908-1 池本 毅	八頭郡八頭町福井の一部
八頭郡八頭町坂田217 松本 晴二	八頭郡八頭町坂田の一部
東伯郡三朝町大字福山481-25 泉田 寿裕	東伯郡三朝町大字福山の一部
東伯郡三朝町大字福山581 小谷 和史	東伯郡三朝町大字福山の一部
東伯郡三朝町大字牧440-10 森 博行	東伯郡三朝町大字福山の一部
東伯郡北栄町北条島634 株式会社エイチアグリ	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬の一部
倉吉市新田85-1 伊東 正夫	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬及び大字田後の一部
東伯郡湯梨浜町大字長江947 音田 嘉則	東伯郡湯梨浜町大字水下一部
東伯郡湯梨浜町大字田後821 山上 真治	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬及び大字田後の一部
東伯郡湯梨浜町大字宇野786 蔵本 孝広	東伯郡湯梨浜町大字光吉及び大字赤池の一部
東伯郡湯梨浜町大字藤津817 中村 弘明	東伯郡湯梨浜町大字下浅津、大字光吉、大字水下一及びはわい長瀬の一部
東伯郡北栄町東園684-14 永田 恭彦	東伯郡北栄町東園の一部
倉吉市西倉吉町136-8 白水 久則	東伯郡北栄町国坂の一部
米子市観音寺新町五丁目5-8 三木 三枝	西伯郡日吉津村大字富吉の一部
西伯郡日吉津村大字日吉津918-2 楠田 正樹	西伯郡日吉津村大字富吉の一部
西伯郡日吉津村大字富吉1039 徳原 貞雄	西伯郡日吉津村大字日吉津の一部
西伯郡大山町安原126 諸遊 壤司	西伯郡大山町稲光の一部
西伯郡大山町末吉588 農事組合法人末吉	西伯郡大山町稲光の一部
西伯郡大山町所子207 青木 美伸	西伯郡大山町所子の一部
西伯郡大山町所子171 山根 清次	西伯郡大山町所子の一部
日野郡日南町茶屋2706 三上 浩司	日野郡日南町茶屋及び福寿実の一部
日野郡日南町阿毘縁2518-1 坪倉 勝幸	日野郡日南町阿毘縁の一部
日野郡日南町印賀2188 株式会社ファームイング	日野郡日南町印賀の一部
日野郡日南町神戸上2787-1 内田 敦郎	日野郡日南町神戸の一部
日野郡日南町福塚515 農事組合法人ファーム白谷	日野郡日南町福塚の一部
日野郡日南町神福219 浅田 昭弥	日野郡日南町神福の一部

2 縦覧に供する期間

平成27年2月6日から2週間

3 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部経営支援課

4 意見書の提出

利害関係人は、この公告に係る農用地利用配分計画について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第68号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成27年2月6日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
株式会社ウエハラ	倉吉市堺町二丁目962-2	訪問介護事業所ウエハラ	倉吉市堺町二丁目962-2	居宅介護、重度訪問介護、行動援護	平成27年2月1日

鳥取県告示第69号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成27年2月6日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
医療法人社団 上原クリニック	倉吉市堺町二丁目962-2	医療法人社団上原クリニック指定訪問介護事業所	倉吉市堺町二丁目962-2	居宅介護、重度訪問介護、行動援護	平成27年1月31日

鳥取県告示第70号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る大誠地区の換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成27年2月6日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

鳥取県告示第71号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成27年2月6日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営農業競争力強化基盤整備事業大淀地区農業用排水及び農道整備	平成26年11月4日

鳥取県告示第72号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成27年2月6日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ウィルファーム	訪問介護ステーションきらめき館	鳥取市覚寺61-2	平成27年2月1日	訪問介護

鳥取県告示第73号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成27年2月6日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
株式会社いなば仁風会	居宅介護支援事業所ドロ家	鳥取市行徳一丁目316-3	平成27年2月1日

鳥取県告示第74号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成27年2月6日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ウィルファーム	訪問介護ステーションきらめき館	鳥取市覚寺61-2	平成27年2月1日	介護予防訪問介護

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第 3 号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成27年 2 月 6 日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

- 1 日時 平成27年 2 月 9 日（月）午前10時～
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
 - (1) 平成27年度鳥取県公立小・中・特別支援学校学級編制基準について
 - (2) その他

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により、鳥取市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成27年 2 月 6 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称
鳥取都市計画地区計画里仁地区地区計画
- 2 縦覧場所
鳥取県県土整備部技術企画課（鳥取市東町一丁目220）

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第 1 項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第 4 条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成27年 2 月 6 日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 典 子

- 1 検定に係る警備業務の種別及び級
貴重品運搬警備業務 1 級
- 2 実施日時
 - (1) 学科試験
平成27年 5 月 7 日（木）午前 9 時30分から午前11時まで
 - (2) 実技試験
平成27年 6 月27日（土）午前 8 時30分から午後 5 時まで
- 3 実施場所

- (1) 学科試験
鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎
- (2) 実技試験
広島県広島市佐伯区石内南三丁目 1 - 1 広島県運転免許センター
- 4 受検定員
5名
- 5 検定の内容
 - (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
 - エ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。
 - オ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - (2) 実技試験
 - ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
 - イ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。
 - ウ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 受検資格
県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであって、次のいずれかに該当するものであること。
 - (1) 貴重品運搬警備業務について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、貴重品運搬警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
 - (2) 鳥取県公安委員会が前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
- 7 検定申請書の受付期間
平成27年4月6日（月）から同月10日（金）までの日の午前8時30分から午後5時まで
- 8 検定申請書の提出先等
次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。
なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。
 - (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
 - (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
- 9 検定申請書の提出部数等
検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面
 - (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面
 - (3) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉
 - (4) 6の(1)に該当する者は、そのことを疎明する書面
 - (5) 6の(2)に該当する者は、1級検定受検資格認定書の写し
- 10 検定手数料及び納付方法
検定手数料は、16,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼

り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

11 その他

- (1) この検定は、鳥取県公安委員会、広島県公安委員会及び島根県公安委員会が共同で実施する。
- (2) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。
- (3) 受検者は、筆記用具を持参すること。
- (4) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）にすること。

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成27年2月6日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 典 子

1 検定に係る警備業務の種別及び級

空港保安警備業務 1級

2 実施日時

(1) 学科試験

平成27年6月4日（木）午前9時30分から午前11時まで

(2) 実技試験

平成27年7月25日（土）午前8時30分から午後5時まで

3 実施場所

(1) 学科試験

鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎

(2) 実技試験

広島県広島市佐伯区石内南三丁目1-1 広島県運転免許センター

4 受検定員

5名

5 検定の内容

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 乗客等の接遇に関すること。

エ 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査（以下「手荷物等検査」という。）に関すること。

オ 空港に関すること。

カ 空港保安警備業務の管理に関すること。

キ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 乗客等の接遇に関すること。

イ 手荷物等検査に関すること。

ウ 空港保安警備業務の管理に関すること。

エ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

6 受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであって、次のいずれかに該当するものであること。

- (1) 空港保安警備業務について 2 級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、空港保安警備業務に従事した期間が 1 年以上であるもの
- (2) 鳥取県公安委員会が前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

7 検定申請書の受付期間

平成 27 年 4 月 20 日（月）から同月 24 日（金）までの日の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

8 検定申請書の提出先等

次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。

なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。

- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
- (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

9 検定申請書の提出部数等

検定申請書は 1 通とし、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面
- (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面
- (3) 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3 センチメートル、横 2.4 センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 葉
- (4) 6 の(1)に該当する者は、そのことを疎明する書面
- (5) 6 の(2)に該当する者は、1 級検定受検資格認定書の写し

10 検定手数料及び納付方法

検定手数料は、16,000 円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

11 その他

- (1) この検定は、鳥取県公安委員会、広島県公安委員会及び島根県公安委員会が共同で実施する。
- (2) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。
- (3) 受検者は、筆記用具を持参すること。
- (4) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 0857-23-0110）にすること。

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 23 条第 1 項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号）第 4 条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成 27 年 2 月 6 日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 典 子

1 検定に係る警備業務の種別及び級

貴重品運搬警備業務 2 級

2 実施日時

(1) 学科試験

平成 27 年 5 月 7 日（木）午前 9 時 30 分から午前 11 時まで

- (2) 実技試験
平成27年6月13日(土) 午前8時30分から午後5時まで
- 3 実施場所
- (1) 学科試験
鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎
- (2) 実技試験
広島県広島市佐伯区石内南三丁目1-1 広島県運転免許センター
- 4 受検定員
5名
- 5 検定の内容
- (1) 学科試験
- ア 警備業務に関する基本的な事項
イ 法令に関すること。
ウ 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両(以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。)並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
エ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (2) 実技試験
- ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
イ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 受検資格
県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであること。
- 7 検定申請書の受付期間
平成27年4月6日(月)から同月10日(金)までの日の午前8時30分から午後5時まで
- 8 検定申請書の提出先等
次の警察署に提出すること(持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。)
なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。
- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
(2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
- 9 検定申請書の提出部数等
検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。
- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面
(2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面
(3) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)2葉
- 10 検定手数料及び納付方法
検定手数料は、16,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。
- 11 その他
- (1) この検定は、鳥取県公安委員会、広島県公安委員会及び島根県公安委員会が共同で実施する。
(2) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。
(3) 受検者は、筆記用具を持参すること。

- (4) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）にすること。

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成27年2月6日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 典 子

- 1 検定に係る警備業務の種別及び級
空港保安警備業務 2級
- 2 実施日時
 - (1) 学科試験
平成27年6月4日（木）午前9時30分から午前11時まで
 - (2) 実技試験
平成27年7月11日（土）午前8時30分から午後5時まで
- 3 実施場所
 - (1) 学科試験
鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎
 - (2) 実技試験
広島県広島市佐伯区石内南三丁目1-1 広島県運転免許センター
- 4 受検定員
5名
- 5 検定の内容
 - (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 乗客等の接遇に関すること。
 - エ 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査（以下「手荷物等検査」という。）に関すること。
 - オ 空港に関すること。
 - カ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。
 - (2) 実技試験
 - ア 乗客等の接遇に関すること。
 - イ 手荷物等検査に関すること。
 - ウ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。
- 6 受検資格
県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであること。
- 7 検定申請書の受付期間
平成27年4月20日（月）から同月24日（金）までの日の午前8時30分から午後5時まで
- 8 検定申請書の提出先等
次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。
なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。
 - (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
 - (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地

を管轄する警察署

9 検定申請書の提出部数等

検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面
- (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面
- (3) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉

10 検定手数料及び納付方法

検定手数料は、16,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

11 その他

- (1) この検定は、鳥取県公安委員会、広島県公安委員会及び島根県公安委員会が共同で実施する。
- (2) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。
- (3) 受検者は、筆記用具を持参すること。
- (4) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）にすること。

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成27年2月6日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 典 子

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		平成27年3月10日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び八橋の各警察署 の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を經由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続き定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年2月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

インターネット接続用回線及び接続サービス調達業務（以下「サービス等」という。） 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 業務の期間

契約締結日から平成30年7月31日まで

なお、サービス等の提供に係る準備は平成27年8月31日までに完了するものとし、サービス等の利用期間は平成27年9月1日から平成30年7月31日までとする。

(4) 契約金額

入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載した金額（以下「入札価格」という。）に100分の108を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を契約金額とする。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分が、役務の情報処理サービス（電気通信サービス）であること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成27年2月20日（金）正午までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者であること。

(4) 平成27年2月6日（金）から同年3月24日（火）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(5) 平成27年2月6日（金）から同年3月24日（火）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(6) 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制が構築できる者であること。

3 契約担当課

鳥取県総務部情報政策課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部情報政策課行政情報化担当

電話 0857-26-7614

電子メール jouhou@pref.tottori.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問い合わせ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.jp

(3) 入札説明書の交付方法

平成27年2月6日（金）から同年3月10日（火）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/237938.htm>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成27年2月6日（金）から同年3月10日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項の規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成27年3月24日（火）午前11時。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月23日（月）午後5時とする。

イ 場所

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県庁本庁舎地階未来づくり推進局・総務部会議室

5 入札者に要求される事項

(1) 入札は、紙入札により行うこと。

(2) 入札書は、入札説明書に示すところにより記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を、郵便等又は持参により4の(1)の場所に平成27年3月10日（火）午後5時までに提出しなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格に100分の108を乗じて得た額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則

(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 鳥取県議会平成27年2月定例会において本件業務に係る予算が否決されたときは、開札を行わない。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products : Internet access service 1 set

(2) March 10, 2015 5 : 00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) March 24, 2015 11 : 00 AM : Time-limit for submission of tenders

(March 23, 2015 5 : 00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice : Information Policy Division of General Affairs Department Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan

TEL : 0857-26-7614

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年2月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調 達 件 名 及 び 数 量	デジタルヘリコプターテレビ用地上設備の購入及び保守業務 一式
2 契 約 方 式	一般競争入札
3 落 札 日	平成26年12月25日
4 落札者の名称及び所在地	池上通信機株式会社大阪支店 大阪府吹田市広芝町9-6
5 落 札 金 額	96,876,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 入 札 公 告 日	平成26年11月14日
7 落 札 方 式	最低価格落札方式
8 契約事務担当部局の名称 及び所在地	鳥取県警察本部警務部会計課 鳥取市東町一丁目271

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年2月6日

鳥取県営病院事業管理者 渡 部 哲 哉

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び予定数量

灯油 568キロリットル

(2) 納入期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

(3) 1回当たりの納入量

8キロリットル以上

(4) 納入場所

倉吉市東昭和町150 鳥取県立厚生病院

(5) 契約金額

ア 入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載した金額（以下「入札価格」という。）に100分の108を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を契約金額とする。

イ 入札者は、入札書に示す方法に従って計算した(1)に掲げる物品の1キロリットル当たりの単価を見積もること。

2 入札参加資格

本件入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分が油類・燃料類であること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有していない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成27年2月19日（木）正午までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成27年2月6日（金）から同年3月20日（金）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

- (4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項の規定による石油販売業の届出を行っている者であること。
- (5) この公告に示した物品を、鳥取県立厚生病院長が指定する日時及び場所に確実に納入することができる者であること。
- 3 契約担当部局
鳥取県立厚生病院事務局管財課
- 4 入札手続等
- (1) 入札に関する問合せ先
〒682-0804 倉吉市東昭和町150
鳥取県立厚生病院事務局管財課（外来・中央診療棟4階）
電話 0858-22-8205（直通）
- (2) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当
電話 0857-26-7433
- (3) 入札説明書の交付方法
平成27年2月6日（金）から同月20日（金）までの間にインターネット上の鳥取県立厚生病院のホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/kouseibyoun/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。
- ア 交付期間及び時間
平成27年2月6日（金）から同月20日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- イ 交付場所
（1）に同じ。
- (4) 郵便等による入札
可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。
- (5) 入札及び開札の日時及び場所
- ア 日時
平成27年3月20日（金）午前10時。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月19日（木）午後5時とする。
- イ 場所
倉吉市東昭和町150 鳥取県立厚生病院第3会議室（外来・中央診療棟5階）
- 5 入札者に要求される事項
- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の（1）の場所に平成27年2月27日（金）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- なお、期限までに当該書類を提出しない者は、本件入札に参加することができない。
- (3) 入札者は、（2）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 6 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格に 1 の (1) の予定数量を乗じて得た額に 100 分の 108 を乗じて得た額の 100 分の 5 以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程（平成 7 年鳥取県病院局管理規程第 12 号。以下「財務規程」という。）第 69 条に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に 1 の (1) の予定数量を乗じて得た額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第 69 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年鳥取県規則第 106 号）第 17 条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び財務規程、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を供給できると鳥取県立厚生病院長が判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定の例により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札したものを落札者とする場合がある。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ この公告に示した物品に係る平成 27 年度の予算（以下「予算」という。）が否決されたときは、入札を行わないものとする。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Kerosene 568K1

(2) Delivery period : From 1 April, 2015 through 31 March, 2016

(3) Delivery place : 150 Higashishouwa-machi, Kurayoshi-shi, Tottori 682-0804 Japan

(4) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation : 5 : 00 PM, 27 February, 2015

(5) Date and time for the submission of tenders : 10:00 AM, 20 March, 2015

Deadline for the submission of tenders by registered mail : 5 : 00 PM, 19 March, 2015

(6) Please contact for notice : Property Management Division, Administration Department, Tottori Prefectural Kousei Hospital 150 Higashishouwa-machi, Kurayoshi-shi, Tottori 682-0804 Japan

TEL : 0858-22-8205

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年2月6日

鳥取県営病院事業管理者 渡 部 哲 哉

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県立中央病院清掃等業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成27年4月1日から平成31年3月31日まで

なお、契約期間は新鳥取県立中央病院開院に伴い平成30年秋頃までに短縮する見込みであり、期間短縮の日数は平成30年3月31日までに通知する。

(4) 履行場所

鳥取市江津730 鳥取県立中央病院

(5) 契約金額

入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載した金額（以下「入札価格」という。）に100分の108を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を契約金額とする。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分が建物等の保守管理の建築物内部清掃であること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有していない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成27年2月13日（金）正午までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成27年2月6日（金）から同年3月19日（木）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項の規定により、同項第1号及び第5号又は第8号に掲げる事業の登録を受けている者であること。

(5) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に規定する基準に適合している者として一般財団法人医療関連サービス振興会の認定を受けていること。

(6) 平成16年度以降に鳥取県立中央病院の清掃業務又は1件の契約に係る清掃対象の延べ床面積が10,000平方メートル以上の清掃業務を12月以上継続して履行した実績を有する者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立中央病院事務局総務課

4 入札手続等

(1) 入札書の提出先及び問合せ先

〒680-0901 鳥取市江津730

鳥取県立中央病院事務局総務課管理担当

電話 0857-26-2271 (内線2268)

電子メール chuoubyouin@pref.tottori.jp

(2) 競争入札参加資格審査に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.jp

(3) 入札説明書の交付方法

平成27年2月6日(金)から同年3月19日(木)までの間にインターネット上の鳥取県立中央病院のホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/chuoubyouin/>)から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

平成27年2月6日(金)から同月20日(金)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成27年3月19日(木)午前11時。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日午前10時とする。

イ 場所

鳥取市江津730 鳥取県立中央病院第6会議室(本館2階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類及び入札説明書で示す入札参加資格確認申請書その他必要な書類を、4の(1)の場所に平成27年3月2日(月)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までにこれらの書類を提出しない者は、本件入札に参加することができない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格に100分の108を乗じて得た額の100分の5以上の金額を入札書に添えて納付しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。)第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号）第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び財務規程、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した案件を履行できると鳥取県立中央病院長が判断した入札者であって、会計規則第127条の規定の例により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札をしたものを落札者とする場合がある。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : Cleaning of building of Tottori Prefectural Chuou Hospital, 1 Set

(2) Delivery period : From 1 April, 2015 through 31 March, 2019

(3) Delivery place : 730 Edu, Tottori-shi, Tottori 680-0901 Japan

(4) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation : 5 : 00 PM, 2 March, 2015

(5) Date and time for the submission of tenders : 11 : 00 AM, 19 March, 2015

Deadline for the submission of tenders by registered mail : 10 : 00 AM, 19 March, 2015

(6) Please contact : General Affairs Division, Administration Department, Tottori Prefectural Chuou Hospital 730 Edu, Tottori-shi, Tottori 680-0901 Japan

TEL : 0857-26-2271 ex. 2268

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年2月6日

鳥取県教育センター所長 坂 本 修 一

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

情報教育研修システム賃貸借及び保守業務 一式

(2) 調達案件の仕様

業務の内容は次のとおりとし、詳細は入札説明書による。

ア 委託業務 ネットワーク配線等に係る業務

イ 賃貸借等業務 ハードウェア等の賃貸借及び保守業務

(3) 業務の期間

ア 委託業務 契約締結日から平成27年6月30日まで

イ 賃貸借等業務

(ア) システム納入 契約締結日から平成27年6月30日まで（この期間内にシステムを完全に稼働させるものとする。）

(イ) 賃貸借及び保守 平成27年7月1日から平成32年6月30日まで

(4) 契約金額

入札者が、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載した金額（以下「入札価格」という。）に100分の108を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を契約金額とする。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、それぞれ次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 単独企業に関する資格及び条件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ この調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ この調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

エ 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が電気通信機器類の電気通信機器、情報処理サービスのシステム等開発・改良及び事務用機器のパソコン類であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該業種区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査を求める申請書類を平成27年2月12日（木）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

オ 1の(2)の業務を履行することができる者であって、保守、点検、修理その他のアフターサービスを求めに応じて速やかに提供できるものであること。

カ 本件入札に係る共同企業体の構成員でないこと。

キ 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

(2) 共同企業体に関する資格及び条件

ア 各構成員が(1)のア、イ、ウ及びキの全てに該当すること。

イ 構成員の1以上の者が次に掲げる業種区分の競争入札参加資格を有すること。

(ア) 電気通信機器類の電気通信機器

(イ) 情報処理サービスのシステム等開発・改良

(ウ) 事務用機器のパソコン類

なお、本件入札に参加を希望する共同企業体の構成員であって、当該業種区分の競争入札参加資格を有しないものは、競争入札参加資格審査を求める申請書類を平成27年2月12日（木）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

ウ 共同企業体において(1)のオの要件を満たすこと。

エ 共同企業体が、2名以上の者により自主的に結成されたものであること。

オ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の最も大きい者が代表者となること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

カ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

キ 共同企業体結成に係る協定を締結していること。

3 契約担当部局

鳥取県教育センター

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-0941 鳥取市湖山町北五丁目201

鳥取県教育センター

電話 0857-28-2321

電子メールアドレス kyoikucenter@pref.tottori.jp

(2) 競争入札参加資格に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書等の交付方法

平成27年2月6日（金）から同月20日（金）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.torikyo.ed.jp/kyoiku-c/>）から入手すること。ただし、これにより難しい場合は、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成27年2月6日（金）から同月19日（木）までの日（日曜日及び土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで及び同月20日（金）の午前9時から正午まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項の規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成27年3月18日（水）午後1時30分（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月17日（火）午後5時とする。）

イ 場所

(1)に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない

ない。

- (2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を 4 の(1)の場所に平成27年2月27日(金)正午までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格に100分の108を乗じて得た額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに提出しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で、鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要領(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項の規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 鳥取県議会平成27年2月定例会において本件業務に係る予算(以下「予算」という。)が否決されたときは、開札を行わない。ただし、予算の議決が開札日以降となる場合には、議決前に開札は行うが、予算が可決されたときに落札決定を行うこととし、また、予算が否決されたときは、落札決定を行わないものとする。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : An information education training system to be leased

(2) Time-limit for submission of documents for qualification confirmation:noon, 27, February, 2015

(3) Time-limit for submission of tenders : 1 : 30 PM, 18, March, 2015

(Time-limit for submission of tenders by registered mail : 5 : 00 PM, 17 March, 2015)

(4) Contact point for the notice : Office of Tottori education center , 5-201 Koyamacho-kita
Tottori-shi Tottori 680-0941 Japan

TEL : 0857-28-2321